（更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間に生ずる延滞金等（延滞金等の額③））　額未定

３　権利の変更及び納付方法

⑴　別表７－１記載の優先的更生債権（公租公課）のうち、更生手続開始決定の日の前日までの間に生ずる延滞金等（別表７－１延滞金等の額①記載の延滞金等。）、及び、更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの間に生ずる延滞金等（別表７－１延滞金等の額②記載の延滞金等）は、徴収権限を有する者の同意を得られた場合、更生計画認可決定確定の日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　別表７－１記載の優先的更生債権（公租公課）のうち、更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞金等、及び、更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間に生ずる延滞金等（別表７－１延滞金等の額③記載の延滞金等）は、徴収権限を有する者の意見を聴いたうえで、更生計画認可決定確定の日に、その全額につき免除を受ける。

⑶　前記⑴及び⑵の免除後の債権額の全額を、更生計画認可決定確定の日から３か月以内に一括納付する。

第２　労働債権

１　確定更生債権

２件　478,646円及び額未定

別表７－２

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　別表７－２記載の確定優先的更生債権（労働債権）のうち、更生手続開始決定の日以降の損害金は、更生計画認可決定確定の日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　前記⑴の免除後の債権額の全額については、更生計画認可決定確定の日から３か月以内に一括弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　一般更生債権（賃料債権を除く）

１　確定一般更生債権

49件　1,235,517,134円及び額未定

別表８－１

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　別表８－１記載の確定一般更生債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定確定の日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　別表８－１記載の確定一般更生債権のうち、元本及び更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金の20万円以下の部分については、その全額を更生計画認可決定確定の日から３か月以内に一括弁済する。

⑶　別表８－１記載の確定一般更生債権のうち、元本及び更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金の20万円を超える部分については、その１％相当額を、更生計画認可決定確定の日から３か月以内に一括弁済する。

⑷　第７章に定める吸収合併（以下「本件合併」という。）後に吸収合併存続会社である更生会社株式会社霽月庵早坂（本店所在地　栃木県小山市城東四丁目19番15号。以下「霽月庵早坂」という。）が解散し、かつ、霽月庵早坂の資産の全ての換価・回収が完了した後、霽月庵早坂の残余資産から霽月庵早坂の清算結了までに必要な共益債権額を控除した残額があるときは、その残額を弁済原資として追加弁済を行う。

追加弁済は、本節第１及び第２の確定一般更生債権並びに東京地方裁判所平成29年（ミ）第２号会社更生事件（以下「霽月庵早坂更生事件」という。）の更生計画における確定一般更生債権（更生手続開始決定後の利息・損害金を除く。）を対象に、前記⑴による免除並びに前記⑵及び⑶による弁済後の残額を基準として按分して弁済する。更生会社の追加弁済の弁済率は、本件合併前から霽月庵早坂に対して確定一般更生債権を有する者が霽月庵早坂更生事件における更生計画に基づき弁済を受ける追加弁済の弁済率と同率とする。

追加弁済が行われたときは、当該弁済時に、追加弁済を行わないときは、管財人青谷洋治及び管財人上野保（以下、併せて「管財人ら」という。）が追加弁済を行わない旨の通知書を発送した日に、確定一般更生債権の残額につき全額免除を受ける。

⑸　前記⑵乃至⑷の定めにかかわらず、霽月庵早坂が更生会社に対して有する確定一般更生債権のうち、元本及び更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金については、更生計画認可決定確定の日に、その全額につき免除を受ける。

第２　一般更生債権（賃料債権）

１　確定一般更生債権

16件　11,534,597円及び額未定

別表８－２

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　別表８－２記載の確定一般更生債権については、前記第１、２の定めを適用して権利の変更及び弁済を行う。

⑵　前記⑴の定めにかかわらず、更生会社は、更生会社が別表８－２記載の確定一般更生債権にかかる債権者に対して同確定一般更生債権を担保するための敷金返還請求権又は保証金返還請求権を有している場合は、当該債権者が更生会社に対して敷金又は保証金についての追加補填請求をしない場合に限り、当該債権者の同意を得たうえで、第６章第２節第２に定める吸収分割の効力が生ずる日（以下、第６章に定める吸収分割を「本件分割」といい、本件分割の効力が生ずる日を「本件分割効力発生日」という。）に当該一般確定更生債権の元本につき当該債権者に対して有する敷金又は保証金を同額で充当するものとし、充当後の確定一般更生債権の残額についてのみ前記第１、２の定めを適用して権利の変更及び弁済を行う。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済・納付の場所等

更生計画による弁済は、更生会社（本件合併後は存続会社である霽月庵早坂。以下、本節で同じ。）の本店所在地において行う。

ただし、更生債権者等が希望する場合は、その指定する銀行口座への振込により弁済することができるものとする。この場合の振込費用は更生会社の負担とする。

弁済日が金融機関の非営業日である場合には、翌営業日に弁済を行う。

公租公課の納付は、徴収権者の指定する方法及び場所において行う。

弁済を受ける更生債権等の中に利息又は損害金を含む場合の充当の順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。